

久御山町教育大綱

(令和8年度～令和12年度)

(案)

令和8年3月12日

令和8年4月

久御山町

目 次

	〔頁〕
1 久御山町教育大綱の策定にあたって	1
はじめに	
(1) 教育大綱の位置づけ	
(2) 教育大綱の期間	
2 教育大綱	4
(1) 基本理念	
(2) 基本方針	
3 教育振興基本計画（重点取組事項）	5
(1) 久御山学園園小中一貫教育による未来を切り拓く生きる力を育む教育の推進	
(2) 一人ひとりが輝き、成長する教育の推進	
(3) 一人ひとりの未来の魅力化を図る教育環境の推進	
(4) 全世代が自分らしく学び、地域社会の担い手となる生涯学習の推進	



Ⅰ 久御山町教育大綱の策定にあたって

はじめに

現在、国においては、教育政策全体の方向性や目標、施策などを定める教育振興基本計画が令和5年6月に閣議決定され、「2040年以降の社会を見据えた持続可能な社会の創り手の育成」「日本社会に根差したウェルビーイング*1の向上」を計画のコンセプトに、令和9年度までの教育の羅針盤となる計画とされました。

また、令和12年度全面実施に向けた次期学習指導要領の検討が中央教育審議会が進められ、「生涯にわたって主体的に学び続け、多様な他者と協働しながら、自らの人生を舵取りすることができる、民主的で持続可能な社会の創り手を

『みんな』で育む」ことが基本的な考え方として示されています。

久御山町においては、平成27年4月の「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」の施行に伴い最初の教育大綱を策定し、その後、現在の教育大綱は令和4年3月に改訂し、「地域の力を結集した教育の推進・人と人がふれあい、尊重し合う心を育む」を基本理念とする中で、各種教育行政を推進し、久御山学園における園小中一貫教育などに取り組んできました。また、近年では、令和6年11月にこども園保育料の無償化や、令和7年4月からこども園・小中学校の給食費の無償化などの保護者負担軽減策を実施してきました。

しかし、コロナ禍を経て、全国的な流れと同様に本町においても不登校児童生徒の増加や、ひとり親世帯や就学援助率（生活困窮世帯率）の高さなど、町の課題として教育と福祉の一体的な連携による新たな施策の推進が必要となってきました。

このような中、国や京都府の動向、町のまちづくりの基本指針である総合計画の改定状況も鑑み、令和8年度からの教育大綱を改訂します。

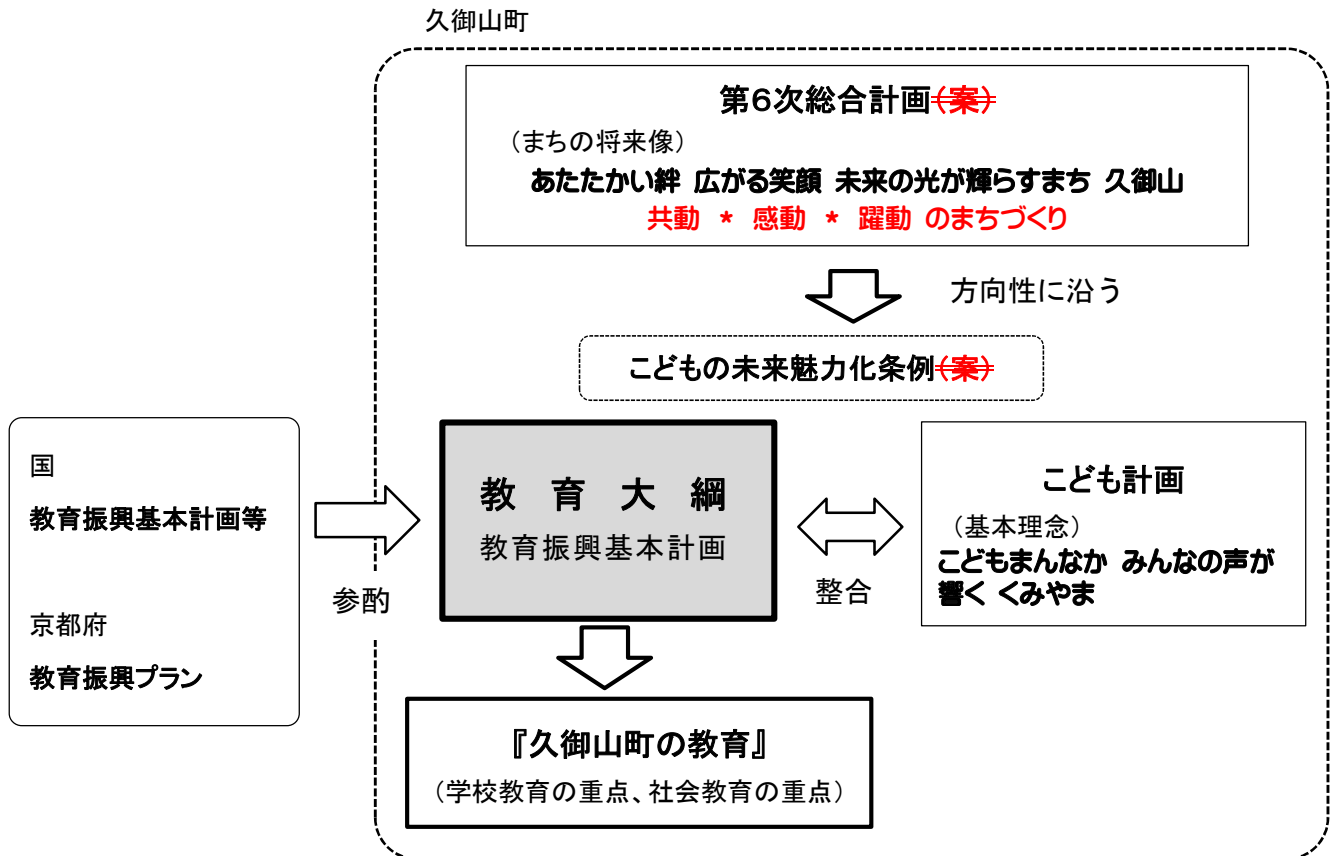
（Ⅰ）教育大綱の位置付け

久御山町教育大綱（以下「教育大綱」という。）は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）」に基づき、本町の教育、学術、及び文化の振興に関する施策の大綱として、町長と教育委員会が総合教育会議において協議・調整し、町長が定めるもので、本町の教育行政を推進す

るための基本的な方針となるものです。本町では、この教育大綱において、「**教育基本法**（平成18年法律第120号）」に基づく教育の振興のための施策に関する基本的な計画についても、重点取組事項として併せて示します。

また、教育大綱の策定にあたっては、国の教育振興基本計画等の内容を参酌し、町の最上位計画である総合計画等との整合を図ります。

（教育大綱の位置付け）

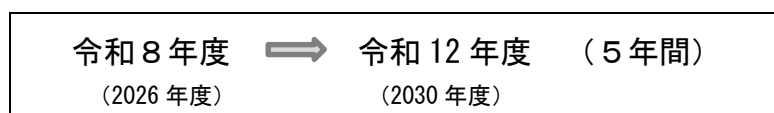


（2）教育大綱の期間

教育大綱の対象期間は、令和8年度から12年度までの5年間を基本とします。

ただし、国の教育振興基本計画や本町の関連する計画の見直しなど、今後の教育を取り巻く環境や社会情勢等の変化等を踏まえて総合教育会議において協議・調整を行い、状況に応じて適宜見直していくものとします。

（教育大綱の期間）



※1 日本社会に根差したウェルビーイングとは、その要素として、「幸福感（現在と将来、自分と周りの他者）」、「学校や地域でのつながり」、「協働性」、「利他性」、「多様性への理解」、「サポートを受けられる環境」、「社会貢献意識」、「自己肯定感」、「自己実現（達成感、キャリア意識など）」、「心身の健康」、「安全・安心な環境」などが挙げられる。（教育振興基本計画）

(教育大綱の構成)

【基本理念】

一人ひとりが豊かな人生と社会を創造するために、自ら考え、主体的に行動する「生きる力」を育む

【基本方針】

久御山学園園小中一貫教育による
(1) 未来を切り拓く生きる力を育む教育の推進

(2) 一人ひとりが輝き、成長する教育の推進

(3) 一人ひとりの未来の魅力化を図る教育環境の推進

(4) 全世代が自分らしく学び、地域社会の担い手となる生涯学習の推進

【教育振興基本計画】 (重点取組事項)

- ① 豊かな心と健やかな身体を育む教育の推進
- ② 学びに向かう力を育む教育の推進
- ③ 持続可能な社会の形成に参画する態度の育成
- ④ 遊びを通して生きる力を育む幼児教育の推進
- ⑤ 未来に向け主体的に行動する教職員の育成

- ① 個別最適な学びと協働的な学びの充実
- ② 多様な教育ニーズに対応した支援の充実

- ① こどもにとっての最善の利益が尊重される環境づくり
- ② 生まれ育つ環境に左右されない学習環境の充実
- ③ ライフステージに応じた切れ目ない支援の充実
- ④ こどもの育ちを支える地域活動の推進
- ⑤ **安全・安心安全**な教育環境整備

- ① 生涯にわたる学びの提供と多世代交流の促進
- ② スポーツ活動を通じた健康増進と交流の促進
- ③ 郷土愛につながる歴史文化の保全・活用の促進

2 教育大綱

教育大綱は、「基本理念」「基本方針」によって構成します。

(1) 基本理念

一人ひとりが豊かな人生と社会を創造するために、
自ら考え、主体的に行動する「生きる力*」を育む

*「生きる力」の要素…確かな学力、豊かな人間性、健やかな体

(2) 基本方針

久御山学園^{※2} 園小中一貫教育による

(1) 未来を切り拓く生きる力を育む教育の推進

こどもを取り巻く環境が大きく変化する中においても、主体的に学び続け、他者と協働しながら、たくましく生き抜く力の育成を推進します。

(2) 一人ひとりが輝き、成長する教育の推進

こどもの多様性や個性を尊重し、一人ひとりが自己肯定感を高めながら、「生きる力」を育むための教育環境づくりを推進します。

(3) 一人ひとりの未来の魅力化を図る教育環境の推進

一人ひとりの権利が尊重され、生まれ育つ環境に左右されることなく課題や困難があっても、その将来に夢や希望を持ち続け成長していけるよう町全体「オール久御山」で教育環境の充実をめざします。

(4) 全世代が自分らしく学び、地域社会の担い手となる生涯学習の推進

急速に社会が変化し、人生100年時代を迎える中、全ての人が豊かな人生を送ることができるよう、生涯にわたって意欲的に楽しく学び続けることができる機会と環境づくりを進めるとともに、町の歴史をはじめ、得られた経験・知識を地域社会に活かすことのできる生涯学習社会をめざします。

※2 久御山学園とは、町立こども園・小学校・中学校までを1つの「学園」と見立て、0から15歳までを見通した園小中一貫教育を推進するとともに、学校運営協議会などからの支援を得ながら、町ぐるみでこどもたちを育てる組織。

3 教育振興基本計画（重点取組事項）

久御山学園園小中一貫教育による (1) 未来を切り拓く生きる力を育む教育の推進

- ◎ 園小中で系統性と連続性のある一貫した保育・教育により「生きる力」※3を育成する

久御山学園を推進します。

- ◎ 学力の充実や向上を図るため、「言語力」「自己指導能力」を柱とした指導方法の工夫や改善、園児児童生徒に応じた指導を充実し、中学校卒業までを見通した教育を推進します。

① 豊かな心と健やかな身体を育む教育の推進

- (i) 規範意識、思いやりを尊重する心などの人間性を育む豊かな感性やコミュニケーション能力を育成します。
- (ii) 豊かな自然環境を活かし、地域や家庭、大学等関係機関と連携し、豊かな心と健やかな身体を育む取組を推進します。
- (iii) 「野菜のまち」久御山町食育推進条例に基づき、食育を推進するとともに、安全・安心でおいしい給食を提供します。
- (iv) 本町の特徴を活かした中学校部活動の地域展開を推進します。

② 学びに向かう力を育む教育の推進

- (i) 家庭、こども園、小・中学校、地域が連携・協力して、読書の楽しさを啓発する取組などを展開するとともに、こどもたちの手の届くところに本がある環境をめざし、本への関心や読書習慣の形成により、こどもの読書ばなれの改善に向けた取組を推進します。
- (ii) しなやかに生き抜く力※4のもととなる、「非認知能力」の醸成、「自己指導能力」の育成を推進します。

③ 持続可能な社会の形成に参画する態度の育成

- (i) キャリア教育※5の推進や社会的自立をめざす特別支援教育など、一人ひとりを大切にされた個性や能力を伸ばす教育を推進します。
- (ii) 地域の力を活かした自然体験やものづくり体験などを通して、こどもを育む環境づくりに努め、人権教育をはじめとする心の教育や情報モラル（生成AIやSNS

の適正利用含む）、環境教育、国際理解教育など、持続可能な社会の形成に
参画できる態度を育みます。

④ 遊びを通して生きる力を育む幼児教育の推進

- (i) 遊びを通して「生きる力」を育む就学前教育（心と体づくり）を推進します。
- (ii) 保護者の多様化するニーズや教育・体験格差に対応するため、教育内容の充実・拡充に努めます。

⑤ 未来に向け主体的に行動する教職員の育成

- (i) 研修や保育・教育アドバイザーを活用し、本教育振興基本計画が達成できるよう教職員及び保育教諭の教師力・保育力向上を図ります。
- (ii) 校種を超えた研修や連携により、久御山学園のめざす、教職員の育成に努めます。また併せて、教育の質の向上につながるよう働き方改革等を図ります。

※3 「生きる力」とは、変化の激しい社会の中で、自ら課題を見つけ、考え、判断し、行動し、よりよく生きていくための力（現行学習指導要領より）。

*** 生きる力の要素**

- ① **確かな学力**… 基礎的・基本的な知識や技能を確実に身につけ、それらを活用して課題を解決する力
- ② **豊かな人間性**… 思いやり、感動する心、正義感、責任感、他者を尊重する態度など人としての豊かさ
- ③ **健やかな体**… 健康でたくましい心身、困難に立ち向かう意志や体力

※4 「しなやかに生き抜く力」とは、中央教育審議会教育課程企画特別部会の論点整理において、「予測困難な時代に、労働市場の流動化や就業時間の長期化、マルチステージの人生モデルへの転換が進む中、しなやかに「自らの人生を舵取りできる力」が不可欠となりつつある。」とされている。

※5 学校の特色や地域の実情を踏まえつつ、子どもたちが将来、社会的・職業的に自立し、社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現するための力や学習習慣を発達段階に応じて育む教育。

(2) 一人ひとりが輝き、成長する教育の推進

① 個別最適な学びと協働的な学びの充実

- (i) 効果的にICTを利活用し、個別最適な学びと協働的な学びを充実します。
- (ii) 継続的な学習習慣を定着させるため、「ゆめ☆スタ Weekly」^{※6}を開催します。

② 多様な教育ニーズに対応した支援の充実

- (i) こども一人ひとりの個性を大切に、特別支援・不登校・日本語支援をはじめとする多様なニーズに対応した支援や配慮を充実します。
- (ii) こども園、小・中学校、「ゆうゆう広場」におけるスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置など相談体制の充実に努めます。
- (iii) 子育て応援センター「はぐくみ」^{※7}と連携し、困難を抱える家庭の早期発見や早期支援に取り組みます。

(3) 一人ひとりの未来の魅力化を図る教育環境の推進

① こどもにとっての最善の利益が尊重される環境づくり

- (i) こどもの未来魅力化条例を制定し、こどもが生まれ育つ環境に左右されることなく、その将来に夢や希望を持って成長していけるよう、まち全体「オール久御山」で支援していきます。
- (ii) こどもにとって、最善の利益が尊重される環境づくりを推進します。

※6 主体的に学習したいと考えている町内の中学生に対し、学力の向上を図るとともに学習習慣を身につけて知識・技能を定着させ、希望進路の実現をめざすために実施している事業。毎週水曜日に開催。

※7 18歳までのすべてのこどもとその家庭及び妊産婦等を支援するため、「こども家庭総合支援拠点」と「子育て世代包括支援センター」の2つの機能を持ち、こどもの発達・ご家庭の健康などの相談対応をするとともに、虐待対応や予防の観点で積極的な見守りなどを実施。

② 生まれ育つ環境に左右されない学習環境の充実

- (i) 家庭環境に関わらず就学前教育やこども園、小・中学校の給食を無償で提供します。
- (ii) 家庭環境による教育・体験格差に対応するため、地域や企業と連携し、様々な経験や体験の機会を工夫します。
- (iii) まなび塾やこども食堂など居場所づくり等の支援を行うことにより、こどもが地域とつながる場づくりを推進します。

③ ライフステージに応じた切れ目ない支援の充実

- (i) 不登校や特別支援などをはじめとするこどもを取り巻く課題について、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどチーム学校で取り組みます。
- (ii) 子育て応援センター「はぐくみ」の体制を確保し、教育と福祉が連携を図ることで、課題や困難を抱えるこどもの早期発見・早期支援へとつなげていきます。

④ こどもの育ちを支える地域活動の推進

- (i) 学校運営協議会に地域学校協働活動推進委員を順次配置し、「地域とともにある学校」づくりを推進します。
- (ii) 地域の力を活かした豊かな自然体験やものづくり体験を通して、こどもを育む環境づくりに努めます。
- (iii) 「宿泊体験活動」をはじめとする青少年健全育成活動や放課後まなび教室、総合体育館（各社会教育施設）のこども向け講座等の社会教育活動を展開し、こどもの「育ち」を支える地域活動を継承・発展させていきます。
- (iv) すべての教育の出発点である家庭教育を支援するため、P T A 活動や地域コミュニティの充実など、家庭教育力の向上に努めます。

⑤ **安全・安心安全**な教育環境整備

- (i) 施設の老朽化にかかる長寿命化対策をはじめ、体育館の空調設備設置、トイレの洋式化などの社会的環境の変化に対応した**安全・安心安全**で良好な施設の充実を図ります。
- (ii) 登下校時の通学路の**安全・安心安全**を推進します。

(4) 全世代が自分らしく学び、 地域社会の担い手となる生涯学習の推進

① 生涯にわたる学びの提供と多世代交流の促進

- (i) 関係団体・事業所と連携しながら、町民文化祭をはじめ講座やイベント等を幅広く開催し、文化の薫り高い町でより豊かな人生を送れるよう、文化・芸術など多様な学習活動を進めます。
- (ii) 全世代・全員活躍まちづくりセンター「グランハット」、中央公園（まちなにわ構想）などが年代を問わず多世代が交流できる施設となるよう、取組を実施します。
- (iii) 在勤者のスキルアップ講座を開催し、地域で働く人材の能力向上と地域社会の活性化につなげます。
- (iv) 高齢者向けの学びを展開し、健康維持や介護予防、社会的孤立の防止に努めるとともに、地域づくりの担い手として活躍できる環境を整えます。

② スポーツ活動を通じた健康増進と交流の促進

- (i) 町スポーツ団体などによる組織的な活動を通じ、講座の受講後に参加者が自主的にサークルを創設し、活動の継続につながる事業展開を行います。
- (ii) スポーツを通じた交流や健康づくりが行えるよう、ホームタウンとなっているプロスポーツチーム等をはじめ各関係団体の協力を得ながら、町民運動会やくみやまマラソンなどのスポーツイベントを開催します。
- (iii) リニューアルされる久御山中央公園で開催する様々なスポーツイベント、「歩くまち」「スポーツに親しむ日」や「チャレンジスポーツ」などを開催することにより、住民のスポーツへの関心を高める取組を実施します。

③ 郷土愛につながる歴史文化の保全・活用の促進

- (i) 本町文化財の調査・研究、保護活動を推進するとともに、指定・登録を進めます。また、民俗行事や食文化など無形文化財についても、継承活動を支援するとともに、記録保存に努めます。
- (ii) 旧山田家住宅保存活用計画に基づき、中長期的な視野に立った適切な維持管理と活用を図っていきます。
- (iii) 住民の歴史に関する学習機会の充実に努めるとともに、各種遺産の展示・公開・継承などを通じて積極的な活用を図り、住民の平和を愛する心や郷土愛の醸成につなげます。